

衛生行政報告例の概要

1 報告の目的

衛生行政報告例は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市

3 報告の種類

年度報（46表）及び隔年報（11表）とする。

4 報告の事項

精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定疾患（難病）関係、狂犬病予防関係

5 報告系統

厚生労働省 ————— 都道府県・指定都市・中核市

6 利用上の注意

- (1) 年次推移のうち平成8年までは、暦年の数値である。
- (2) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
減少数又は減少率	△
比率が微小(0.05未満)	0.0

- (3) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (4) この概況の率の算出に用いた人口は、総務省統計局発表「平成20年10月1日現在推計人口（総人口）」である。

(単位：千人)

総数（男女）	127 692
年齢階級	女
総数（15～49歳）	27 421
15～19歳	3 003
15歳	580
16	590
17	591
18	609
19	633

年齢階級	女
20～24歳	3 455
25～29	3 738
30～34	4 430
35～39	4 750
40～44	4 170
45～49	3 875

用語の定義

1 精神保健福祉関係

(1) 申請通報届出

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第23条から第26条の3までの規定に基づき、一般・警察官等から、精神障害者又はその疑いのある者等について、もよりの保健所長を経て都道府県知事に申請・通報又は届出がなされることをいう。

(2) 措置入院

法第29条に基づき、2人以上の指定医が診察した結果、その者が精神障害者であり、かつ入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（自傷他害のおそれ）があることに一致した場合に、都道府県知事が国もしくは都道府県立の精神科病院又は指定病院に入院させることができる制度をいう。

(3) 医療保護入院

法第33条に基づき、指定医または特定医師（平成19年度から）が診察した結果、精神障害者であると診断され、入院の必要があると認められた者で保護者の同意がある場合に、精神科病院の管理者が患者本人の同意がなくても精神科病院に入院させることができる制度をいう。

(4) 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、精神障害者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態にあると認められた時に交付される手帳をいう。
「1級」とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度、「2級」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が困難な程度、「3級」とは、日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度、をいう。

(5) 精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関であり、すべての都道府県・指定都市に設置されている。

2 栄養関係

(1) 特定給食施設

健康増進法第20条第1項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

(2) その他の給食施設

健康増進法第18条第1項第2号に規定する、特定かつ多数の者に対して継続的に供給する施設のうち、「特定給食施設」に該当しない施設をいう。

3 食品衛生関係

食品関係営業施設

食品衛生法に規定する施設であり、営業の許可を要する施設34種と、営業の許可を要しないが食品衛生法による監視又は指導の対象となる施設11種をいい、主な施設を計上している。

4 生活衛生関係

(1) 興行場

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸等を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

(2) 簡易宿所営業

宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備をもうけて行う営業（山小屋、ユースホステル、カプセルホテル等）をいう。

(3) 下宿営業

1月以上の期間を単位として宿泊させる営業をいう。

(4) 一般公衆浴場

当該公衆浴場の入浴料金が、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づく都道府県知事の統制を受け、かつ、当該施設の配置について都道府県の条例による規制の対象にされている施設をいう。

5 特定疾患（難病）関係

(1) 特定疾患医療受給者証

特定疾患治療研究事業の対象者（軽快者を除く。）として認定された者に交付される。

(2) 特定疾患登録者証

特定疾患治療研究事業（軽快者基準の対象である24疾患）の対象者で、軽快者として認定された者に交付される。